

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成26年10月30日(2014.10.30)

【公開番号】特開2013-120922(P2013-120922A)

【公開日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2011-269771(P2011-269771)

【国際特許分類】

H 01 L 31/042 (2014.01)

【F I】

H 01 L 31/04 R

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月16日(2014.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

太陽電池セルが配置されたセル領域と、前記セル領域の外周に配置された外周領域とを備える太陽電池モジュール本体を保持するモジュール枠体であって、

前記外周領域が嵌め込まれる嵌め込み部と、前記嵌め込み部を支持する支持部とを備え、

前記支持部は、前記嵌め込み部の底部と結合する上端部と、前記太陽電池モジュール本体の受光面と交差する方向で前記上端部から離れて配置され前記上端部に対向する下端部と、前記上端部と前記下端部とを連結し前記外周領域に沿って配置された第1壁部と、前記上端部と前記下端部との間で前記第1壁部に沿って配置され延長して隣接する他のモジュール枠体に挿入される継手部材と、前記継手部材の前記第1壁部からの位置を規制する規制部とを備えることを特徴とするモジュール枠体。

【請求項2】

請求項1に記載のモジュール枠体であって、前記規制部は、突起であることを特徴とするモジュール枠体。

【請求項3】

請求項1または請求項2のいずれか一つに記載のモジュール枠体であって、

前記支持部は、前記第1壁部に対して前記セル領域の側に配置され前記上端部と前記下端部とを連結して前記外周領域に沿って配置された第2壁部を備え、

前記第2壁部は、前記第1壁部に対向する面に配置されて隣接する他のモジュール枠体の第1壁部がねじ止めされるねじ部を備え、

前記規制部は、前記ねじ部によって構成されていることを特徴とするモジュール枠体。

【請求項4】

請求項3に記載のモジュール枠体であって、

前記上端部、前記下端部、前記第1壁部、および前記第2壁部は、前記継手部材を内包する中空構造を形成していることを特徴とするモジュール枠体。

【請求項5】

請求項1から請求項4までのいずれか一つに記載のモジュール枠体であって、

前記継手部材は、前記第1壁部に締結されていること

を特徴とするモジュール枠体。

【請求項 6】

太陽電池セルが配置されたセル領域および前記セル領域の外周に配置された外周領域を備える太陽電池モジュール本体と、前記外周領域が嵌め込まれた複数のモジュール枠体とを備える太陽電池モジュールであって、

複数の前記モジュール枠体の内少なくとも 2 つは、請求項 1 から請求項 5 までのいずれか一つに記載のモジュール枠体であって、相互に連結されて形成する連結部の平面視での内角が 90 度と異なる角度であることを特徴とする太陽電池モジュール。